

在京（首都圏）岐阜高等学校同窓会規約の改定（新旧対照表）

（網掛け下線は変更箇所を示す。）

現行	改定案
	第1章 総則
<p>第二条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することをもって目的とする。</p>	<p>第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とし、政治的・宗教的・商業的行為およびそれらに協力する活動を行わない。</p>
<p>第三条 本会は、事務所を東京都区内に置く。</p>	<p>第3条 本会は、事務局を首都圏に置く。</p>
	第2章 会員
<p>第四条 本会は、東京都及び首都圏に在住する、下記の会員を以って組織する。</p> <p>○正会員</p> <p>その他、上記各校のいずれかに在籍し、理事会の議を経て会長の承認した者。</p>	<p>第4条 本会は、東京都および首都圏に在住する、下記の会員をもって組織する。</p> <p>1. 正会員</p> <p>その他、上記各校のいずれかに在籍し、役員会の議を経て会長の承認した者。</p>
	第3章 役職及び会議
<p>第五条 本会は、以下の役員、及び学年幹事を置く。</p> <p>会長 1名 総会において選任する。</p> <p>名誉会長 1名 会長が指名し、総会の承認を得る。</p> <p>副会長 若干名 会長が指名し、総会の承認を得る。</p> <p>理事 若干名 総会において選任する。</p> <p>監事 2名 総会において選任する。</p> <p>学年幹事 各学年若干名 各学年において選出する。</p>	<p>第5条 本会は、以下の役員（会長、副会長、理事、監事をいう）及び学年幹事を置く。</p> <p>1. 会長 1名 総会において選任する。</p> <p>削除</p> <p>2. 副会長 若干名 会長が指名し、総会の承認を得る。</p> <p>3. 理事 若干名 総会において選任する。</p> <p>4. 監事 2名 総会において選任する。</p> <p>5. 学年幹事 各学年若干名 各学年において選出する。</p>
<p>第六条 本会役員の任務は、次の通りとする。</p> <p>会長は、会務を総括し、総会・理事会・学年幹事会を招集し、その議長となる。</p> <p>副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。</p> <p>理事は、理事会を組織し、会務の企画並びに会計に関することを行う。</p> <p>監事は、会計を監査する。</p> <p>学年幹事は、学年幹事会を組織し、理事会で決定した事項の遂行に当たる。</p>	<p>第6条 本会の役員及び学年幹事の職務は、次の通りとする。</p> <p>1. 会長は、会務を総括し、総会・役員会・学年幹事会を招集し、その議長となる。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会務に従事し、会長事故あるときは会長職務を代行する。</p> <p>3. 理事は、会務の企画・運営に関することを行う。</p> <p>4. 監事は、会計を監査する。</p> <p>5. 学年幹事は、名簿整備や会の運営等に関する意見・提案の収集に努め、学年幹事会での発言等</p>

現行	改定案
<p>新設</p> <p>新設</p> <p>第九条 本会の目的を達成するため、毎年1回、総会を開く。 但し、必要のある場合は、臨時総会を開くことが出来る。</p> <p>第十条</p> <p>第十一条</p> <p>第十二条</p> <p>第十三条 本会の規約は、総会の決議により変更することが出来る。</p> <p>付記 本規約は、平成10年6月27日より効力を発する。</p>	<p>を通じて会の運営に参画する。</p> <p>第9条 役員会</p> <p>1. 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、監事、顧問、参与はオブザーバーとして参加する。</p> <p>2. 役員会の議長は、会長が務める。</p> <p>3. 役員会の議事は、出席した役員会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第10条 学年幹事会</p> <p>1. 学年幹事会は、役員、学年幹事をもって構成し、監事、顧問、参与はオブザーバーとして参加する。</p> <p>2. 学年幹事会の議長は、会長が務める。</p> <p>3. 学年幹事会は、会員からの意見収集に努めるとともに、役員会での決定事項、会の運営方針等を学年幹事と情報共有することにより、会員の声を会の運営に反映させることを目的とする。</p> <p>以下、条番号を繰り下げる。</p> <p>第4章 総会</p> <p>第11条 本会の目的を達成するため、毎年1回、総会を開く。 但し、必要のある場合は、臨時総会を開くことが出来る。</p> <p>第5章 会計</p> <p>第12条</p> <p>第13条</p> <p>第6章 付則</p> <p>第14条</p> <p>第15条 本会の規約は、総会出席者の過半数の賛成により変更することが出来る。</p> <p>第16条 本規約は、平成10年6月27日より効力を発する。</p>

以上